

KKR

# 年金だより

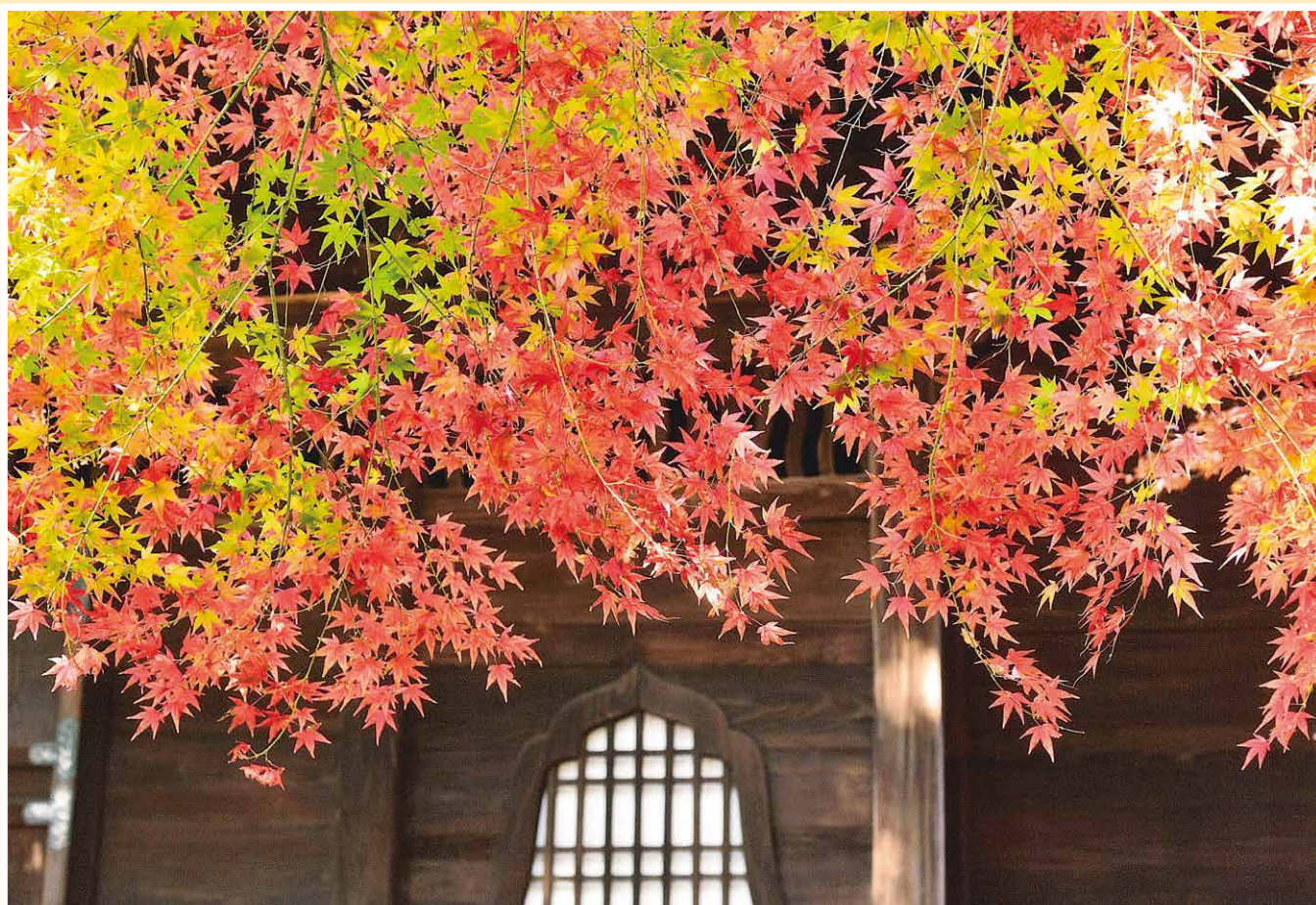
令和2年10月発行

No.129

国家公務員共済組合連合会

主  
な  
記  
事

令和3年分公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について ……	2頁
「扶養親族等申告書」に関するよくある質問 ……	3頁
通知書等の再発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください ……	4頁
こんなときには届出をお願いします ……	5頁
全国年金相談会のご案内（11月以降開催分） ……	6頁
障害年金等を受給されている方へ ……	7頁
読者のひろばの原稿募集	
読者のひろば、お問合せ先 ……	8頁



「紅葉」 岡山県岡山市

(岡山県) 藤井 正美 さん

# 令和3年分

## 公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について

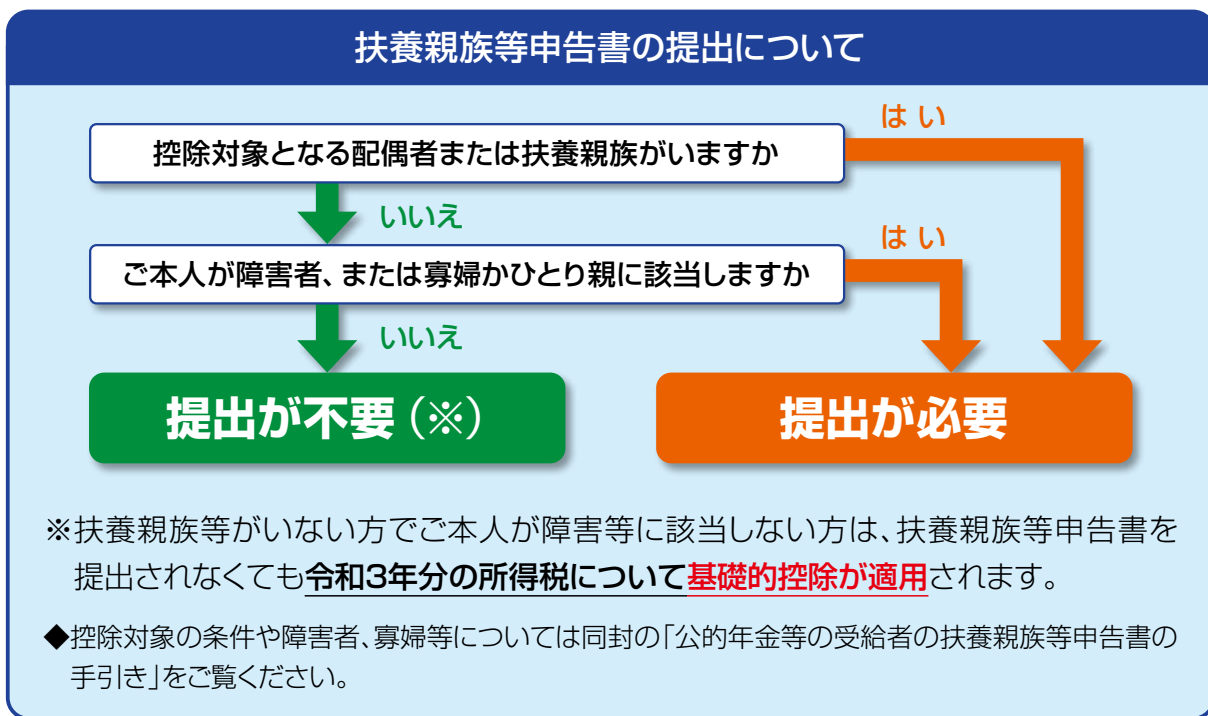
「扶養親族等申告書」は所得税の課税対象となる方にお送りしています。

※8月4日現在の情報で作成しています。

### 「扶養親族等申告書」を同封している方

● 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和3年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています。

- ① 65歳未満の方 (昭和32年1月2日以後に生まれた方) …………… 108万円
- ② 65歳以上の方 (昭和32年1月1日以前に生まれた方) で
  - ◆老齢基礎年金の受給対象の方 …………… 80万円
  - ◆上記以外(退職年金、減額退職年金など)の方…………… 158万円



■ 「扶養親族等申告書」の提出期限は、**令和2年10月30日(金)**です(厳守)。

### 「扶養親族等申告書」を同封していない方

● 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和3年中に支払われる年金の見込額が上記の①②未満の方。

● **遺族や障害の年金を受けている方(非課税のため)**



# 「扶養親族等申告書」に関するよくある質問

## 質問 1

私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養親族等申告書」を提出する必要がありますか。また、提出しなかった場合はどうなるのですか。

## 答え

当会年金部への「扶養親族等申告書」のご提出は不要です。ご提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、ご提出していただくことになります。

## 質問 2

私は令和2年分の「扶養親族等申告書」を提出していないことがわかりました。今年送られてきた令和3年分の「扶養親族等申告書」と一緒に同封して提出してもよいですか。

## 答え

令和2年分の「扶養親族等申告書」を今回ご提出いただいても、当会年金部で手続きをすることができません。来年1月中旬以降に当会から令和2年分の「公的年金等の源泉徴収票」をお送りしますので、確定申告（還付申告）でご精算ください。

## 質問 3

私は昨年「扶養親族等申告書」を提出し、母を扶養者（老人）として申告しています。今年母が他界し、他に扶養者はありません。申告書はどのように提出すればよいのですか。

## 答え

「扶養親族等申告書」のご提出は不要です。ご提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、ご提出していただくことになります。

◎扶養親族がいる方は申告書を提出した場合と、提出しない場合とで源泉徴収税額が変わります。

### ■ 扶養親族がいる方（人的控除有）

受給者本人（無職）64歳、妻（無職）61歳の場合  
支給年金額232,626円（2ヵ月分）

（提出した場合） 源泉徴収税額 = 0円（2ヵ月分）

（提出しない場合） 源泉徴収税額 = 2,270円（2ヵ月分）

これは計算例です

### ■ 扶養親族がいない方

受給者本人（無職）64歳の場合  
支給年金額232,626円（2ヵ月分）

源泉徴収税額 = 2,270円（2ヵ月分） ※提出した場合、提出しない場合も同額です。

☆「KKRホームページ」に扶養親族等申告書のQ&Aを掲載していますのでご覧ください。

ホーム

年金

よくある質問Q&A

年金一般Q&A

年金の税金について

◎ 同封の「令和3年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みいただき、「扶養親族等申告書」を提出する方は記入漏れがないようご注意ください。

# 通知書等の

# 再発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください

「扶養親族等申告書」等の再発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)**の専用電話による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

自動音声受付サービス専用電話 **03-5212-2243**

(再)発行受付ができる通知書等

1  
年金額改定  
通知書

2  
年金支払  
通知書

3  
扶養親族等  
申告書

4  
源泉徴収票

～ ご利用方法 ～

- 1 年金証書記号番号 A - □ □ - □ □ - □ □ □ □ □ □ - □ が分かる書類をご用意ください。
- 2 **03-5212-2243** (専用電話)へおかけください。
- 3 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- 4 「○○の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

- 再発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- 再発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- 固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

## 再発行をご希望の方へ

以下の「再発行自動受付メモ」欄に「年金証書記号番号」と「再発行する書類の番号」を予めご記入の上、専用電話へおかけください。

**再発行自動受付メモ**

①あらかじめ太枠内をご記入ください。 \_\_\_\_\_

②専用電話にダイヤルしてください。

03-5212-2243

③音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。

年金証書記号番号	A    □   □   -   □   □   -   □   □   □   □   □   □   -   □
番号の確認	よい場合・・・1    訂正する場合・・・9
再発行する書類	年金額改定通知書・・・1    年金支払通知書・・・2 扶養親族等申告書・・・3    源泉徴収票……………4
書類の確認	よい場合・・・1    訂正する場合・・・9

「KRR年金だより」No.129

4

# こんなときには届出をお願いします



年金受給者の方が下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要なときの例
年金の受取口座を変更するとき(全ての年金)
年金を受けている方が氏名を変更したとき(全ての年金)
加給年金額の対象となっている配偶者が年金を受けることとなったとき(老齢・退職・障害)
加給年金額の対象となっている配偶者と離婚したときや加給年金額の対象となっている配偶者が亡くなったときなど(老齢・退職・障害)
特別支給(65歳未満)の老齢厚生年金を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをしたときまたは、高年齢雇用継続給付を受けることとなったとき(老齢・退職)
国家公務員または地方公務員に再就職したとき(老齢・退職・障害)
国会議員や地方議会の議員になったとき または、議員を辞めたとき(老齢・退職)
遺族年金を受けている方が婚姻(事実上の婚姻関係にある方を含む)したとき または、直系姻族以外の養子となったとき(遺族)
年金を受けている方が行方不明になったとき(全ての年金)
書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所に希望するとき(全ての年金)

◎ **KKR**ホームページの「届書ダウンロード」から印刷することができます。

ホーム ▶ 年金 ▶ 届書ダウンロード ▶ 年金を受給されている方



● 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

年金を受けている方が亡くなられたときは下記の専用ダイヤルへご連絡ください

ご連絡の際には、次の番号がわかるものをお手元にご用意ください。

- 亡くなられた方の「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」
- 亡くなられた方に配偶者がいらっしゃる場合は、配偶者の「基礎年金番号」

**0570-055-030** (ナビダイヤル)

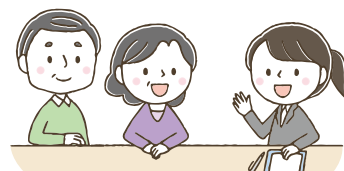
0570におかけになれない場合(050で始まるお電話からの発信など)等

**03-3265-8401** (一般電話)

◆受付時間 月～金曜日 9時00分～17時30分 ◆土日祝日、年末年始はご利用できません。

※ 同封の介護案内等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

# 全国年金相談会のご案内



老齢(遺族)厚生年金等の試算など、年金に関するご相談に応じるための年金相談会は、以下のとおり開催を予定しております。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大等により変更または中止する場合があります。開催の有無につきましては、KKRホームページ等でご案内いたします。

## 「年金相談会」は、事前の予約が必要です。

ご予約は開催日の1週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただくこともありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

予約受付専用電話

**03-3265-9708**

受付時間 9時30分～17時30分  
(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

## ■開催日程(11月以降)

開催地	開催日	開催会場
高松市	11月13日(金)	ルポール讃岐
金沢市	11月13日(金)	KKRホテル金沢
大阪市	11月20日(金)	KKRホテル大阪
熊本市	11月20日(金)	KKRホテル熊本
松江市	11月26日(木)	ホテル白鳥
鳥取市	11月27日(金)	白兎会館
長崎市	12月3日(木)	ホテルセントヒル長崎
佐賀市	12月4日(金)	ホテルマリタレ創世佐賀
奈良市	12月10日(木)	ホテルリガーレ春日野
大津市	12月11日(金)	KKRホテルびわこ
岐阜市	12月17日(木)	ホテルグランヴェール岐山
名古屋市	12月18日(金)	KKRホテル名古屋
山口市	1月14日(木)	KKR山口あさくら
広島市	1月15日(金)	広島ガーデンパレス
岡山市	1月21日(木)	サン・ピーチOKAYAMA
神戸市	1月22日(金)	ホテル北野プラザ六甲荘

開催地	開催日	開催会場
福岡市	1月29日(金)	KKRホテル博多
横浜市	1月29日(金)	KKRポートヒル横浜
鹿児島市	2月4日(木)	ホテルウェルビューかごしま
熊本市	2月5日(金)	KKRホテル熊本
松山市	2月10日(水)	KKR道後ゆづき
和歌山市	2月18日(木)	ホテルアバローム紀の国
大阪市	2月19日(金)	KKRホテル大阪
名古屋市	2月26日(金)	KKRホテル名古屋
徳島市	2月26日(金)	ホテル千秋閣
福島市	3月4日(木)	ザ・セレクトン福島
宇都宮市	3月5日(金)	ホテルマイステイズ宇都宮
宮崎市	3月5日(金)	ひまわり荘
大分市	3月12日(金)	ホテル日航大分オアシスタワー
千葉市	3月19日(金)	ホテルプラザ菜の花

※ 開催については、新型コロナウイルス感染拡大等により変更または中止する場合があります。

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに予約内容を記載した書面をお送りいたします。

## ●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- (1) 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- (2) 氏名(フリガナ)、生年月日
- (3) 住所、日中連絡がとれる電話番号
- (4) 年金証書記号番号または基礎年金番号
- (5) 相談内容

をご記入いただき、下記送付先までお送りください。

### 【文書送付先】

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎  
国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室予約受付係

## ◆当会年金部では相談窓口を常設しています

当会年金部の年金相談室に相談窓口を常設し、年金に関するご相談等に応じています。

### ■年金相談室

東京都千代田区九段南1-1-10  
九段合同庁舎内 2階  
(相談受付:9時00分～17時30分)

土日祝日・年末年始を除く  
※予約は不要です



## 障害年金等を受給されている方へ

前号(128号)でお知らせいたしました、障害年金等を受給されている方の「診断書」および「障害状態等に関する届出書」の提出期限については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**1年間延長されることとなりました。**

### 診断書等の提出期限の延長の内容

- 令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方について、提出期限をそれぞれ1年間延長します。
- 対象期間に該当する方については、延長前の提出期限までに診断書を作成・提出いただく必要はありません。
- 障害年金等を受給している全ての受給権者(海外に居住する受給権者も含む)が対象となります。

※これに伴い、令和2年7月から令和3年2月までの間に提出期限を迎える方には、本年は当会から診断書等を送付しません。診断書等は、来年以降、改めて送付します。(今回の提出期限の延長の対象となる方々には、別途、個別にお知らせいたします。)

※なお、延長後の提出期限前に症状が悪化した場合は、増額改定の請求を行うことができます。(障害等級3級で65歳以上の方は請求できない場合があります。)

### 既に診断書を提出された方について

対象者のうち、既に診断書を提出いただいた方については、診断書を審査した上で、不利益にならないよう、以下の取扱いとさせていただきます。

- 障害等級継続または増額改定と判定された場合は、延長前の提出期限の翌月から、判定結果を反映します。
- 減額改定・支給停止と判定された場合は、現状の支給を継続し、延長後の提出期限時に、再度、診断書を提出いただき、審査・判定を行います。

### <「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私が心がけていること」などをテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、原稿用紙200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。





# 読者のひろば

## 生涯の思い出

今年は87回目の誕生日を迎えました。60才の定年が迫って来た頃、退職後の生活を広い中国で過ごして見ようと考えてNHKのラジオやテレビ講座を利用して、中国語の勉強を始めました。中国語が何とか理解できるようになったので西安交通大学へ中国語を勉強に行きたいが、65才を過ぎていても入学させてくれるかと中国語で照会の手紙を出しました。すると大学から健康なら受け入れても良いとの返事が来たので中国大使館へ出向いて、現地の大学生活や医療制度、経済問題など生活全般を尋ねたりして、西安市へと向かい西安交通大学での生活を始めました。

大学では月曜日から金曜日まで午前中が必須授業、午後は選択授業の毎日でした。半年後には初級クラスから中級クラスへと進級し、在学中に洛陽、開封の他に宁夏回族自治区の銀川などへ行くチャンスにも恵まれて、今でも楽しかった当時の旅を思い出します。

西安交通大学での学習が終わってから、今度は重慶に向かい重慶大学、四川外国語大学、長江師範大学で8年余の中国生活を経験しました。一人で西安へ出かける際に娘達から「お父さんは、その歳になって、そんな遠いところへよく一人で行けるね!」「身体は大丈夫なの?」「心配はないの?」と何度も言われましたが、今思うと衣食住は勿論、言葉や風俗習慣の違う中国での一人生活は今では私の生涯の思い出です。

千葉県 宮澤 文二さん(87歳)

## 二冊の大学ノート

私は、文科省傘下の研究所で35年近くを数学と語学に親しんだ毎日を送ってきました。

この間の経験を何とか世の中に役立てる方法はないものかと思っていましたが手をこまねいていても時が経つばかり。そこで意を決して地元の中学校を訪ね、子供たちの教育に役立ちたいと校長先生に無料塾を提案しました。

学校・保護者・地域の三位一体の協力を大切に思っていた先生との思いが一致して、それなら「あなたのお名前に因んで「寺子屋」がいいね」と、校舎内の「ふれあい教室」の活用を提案いただき早速、週3日放課後の寺子屋教室が始まりました。

やがて、生徒たちも友達を誘いあって集まるようになりました。子供たちの希望にいつでも応えられるようにと寺子屋は春休みも夏休みもなく開きました。そのうちに私も興に乗って、「親子でチャレンジ」をキャッチフレーズとした「寺子屋だより」を毎月発行し、受験に役立ちそうな問題や頓智を働かせて解く問題なども出題し楽しんでもらいました。

生徒たちも慣れてくると、百人一首(読み手はいつも私)や、英検、漢検、中間、期末試験、果ては入試対策のアドバイスも求めてきます。

当初は、「何でも訊いて」だったのが、近ごろでは、寺子屋を通して大いに元気と活力を貰っています。

開講以来8年余り、生徒たちのリストも今では大学ノートにびっしりと、その数も延べ3千人余りとなりました。

ページをめくるとみんなの顔が浮かんでくるこのノートが、今ではかけがえのない私の宝物なのです。

東京都 寺田 博之さん(77歳)

## KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合せ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

### 「KKR 年金相談ダイヤル」 (年金に関するご相談 お問合せ専用)

**0570-080-556 (ナビダイヤル)** ここ (KKR)

0570 におかけにできない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

**03-3265-8155 (一般電話)**

○年金を受けている方がお亡くなりになったときは、

**0570-055-030 (ナビダイヤル)**

0570 におかけにできない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

**03-3265-8401 (一般電話)**

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分

(土日祝日、年末年始はご利用できません)

○電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いします。

○ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKRホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/nenkin/>